

岩手県監査委員告示第13号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第42号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月4日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 宮古農業改良普及センター
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成27年5月13日及び14日
  - (2) 本監査実施日 平成27年7月23日
- 3 監査結果の公表の日 平成27年9月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
講師派遣手数料の支出に当たり、役務費で支出すべきものを報償費で支出しているものが1件、54,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、農林水産部作成の経理マニュアルを理解するために所内研修を行うとともに、事務執行に当たり、関係機関等への照会等によりチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。